

平成27年 第2回

大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成27年8月3日

大分県後期高齢者医療広域連合議会

## 平成27年大分県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会会議録目次

開　　会	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-2-
開　　議	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-2-
日程第1	新議員の議席の指定について	-3-
広域連合長あいさつ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-3-
日程第2	会期の決定について	-4-
日程第3	副議長の選挙について	-4-
日程第4	議会運営委員会委員の選任について	-5-
日程第5	選挙管理委員及び補充員の選挙について	-5-
日程第6	議第8号から議第9号まで一括上程、質疑、討論、採決	-6-
日程第7	議第10号から議第14号まで一括上程、質疑、討論、採決	-7-
	○23番（福間 健治君）	-8-
日程第8	一般質問	-13-
	○23番（福間 健治君）	-13-
日程第9	会議録署名議員の指名について	-18-
閉　　会	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-18-

# 平成27年大分県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会（第1号）

---

## 議 事 日 程（第1号）

平成27年8月3日 午前10時00分開会

- 第1 新議員の議席の指定について  
第2 会期の決定について  
第3 副議長の選挙について  
第4 議会運営委員会委員の選任について  
第5 選挙管理委員及び補充員の選挙について  
第6 議第8号 大分県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し議会の同意を  
求めることについて  
議第9号 大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し議会の同意を  
求めることについて  
以上、2議案の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決  
第7 議第10号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成26年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第4号）)  
議第11号 平成27年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）  
議第12号 平成27年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）  
議第13号 平成26年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について  
議第14号 大分県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について  
以上5議案の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決  
第8 一般質問  
第9 会議録署名議員の指名について

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 新議員の議席の指定について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 副議長の選挙について  
日程第4 議会運営委員会委員の選任について  
日程第5 選挙管理委員及び補充員の選挙について  
日程第6 議第8号 大分県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し議会の同意を  
求めることについて  
議第9号 大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し議会の同意を  
求めることについて  
以上、2議案の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決  
日程第7 議第10号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成26年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第4号）)  
議第11号 平成27年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）  
議第12号 平成27年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）

議第13号 平成26年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について  
議第14号 大分県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について  
以上5議案の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決

日程第8 一般質問

日程第9 会議録署名議員の指名について

---

出席した議員（24人）

1番 大野元秀	2番 佐藤明郎
3番 熊谷健作	4番 板井秀則
5番 宮永英次	6番 佐藤人已
7番 高山豊吉	8番 中本毅
9番 河野正治	10番 河野正春
11番 加藤正義	12番 吉良康道
13番 大戸祐介	14番 吉良栄三
16番 森山保人	18番 高野良信
19番 竹内善浩	20番 小野正明
21番 松本充浩	22番 荻本正直
23番 福岡健治	24番 佐藤和彦
25番 指原健一	26番 秦野恭義

欠席した議員（2人）

15番 江藤茂	17番 大塚正俊
---------	----------

出席した事務局職員

事務局書記長 堀井基弘	事務局書記 日隈毅
総務課主査 倉林功	事業課主任 有馬佑

説明のため出席した職員

広域連合長 佐藤樹一郎	副広域連合長 長野恭紘
副広域連合長 坂本和昭	
事務局長 安部亨	会計管理者 皆見喜一郎
次長兼総務課長 林広行	事業課長 牛島照美
総務課係長 柳友彦	事業課係長 橋本紀昭
事業課係長 佐藤喬	会計室長 河野はぐみ

---

議事の経過

開 会

○議長（秦野 恭義君） 皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員は、定足数に達しておりますので、平成27年第2回定例会を開会いたします。

午前10時00分開会

---

開 議

○議長（秦野 恭義君） ただちに会議を開きます。

午前10時00分開議

---

## 諸般の報告

○議長（秦野 恭義君） 日程に先立ちまして、ご報告いたします。

去る7月23日、佐藤明郎副議長から一身上の理由により副議長を辞職したい旨の願い出があり、地方自治法第108条の規定に基づき、同日、議長において許可いたしました。

また、お手元に配付しております、諸般の報告のとおり、議会閉会中に8名の議員から議員辞職届が提出されました。そこで、地方自治法第126条の規定に基づき、議長において、辞職を許可いたしましたことをご報告いたします。

また、関係市町村の議会の議員としての任期満了により、11名の議員が交代されましたことをご報告いたします。

最後に、議会運営委員会委員の欠員に伴う補欠委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、議長において、お手元の補欠委員選任名簿のとおり指名いたしましたことをご報告いたします。

---

## 日程第1 新議員の議席の指定について

○議長（秦野 恭義君） 本日の議題はお手元に配付の議事日程により行います。

日程第1、新議員の議席の指定を行います。

今回、ご当選されました19名の議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において、お手元の議席表のとおり指定いたします。

ここで、広域連合長より発言の申し出がっておりますので、発言を求めます。

佐藤広域連合長。

---

## 広域連合長あいさつ

○広域連合長（佐藤 樹一郎君）（登壇）平成27年度大分県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会の開催にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変ご多忙の中、ご出席いただき厚くお礼申し上げます。また、今回新しく広域連合議員になられた皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。私は、去る5月21日に行われました広域連合長選挙の結果、当広域連合の舵取りの任を担当させていただくことになりました。構成市町村と緊密な連携を図りながら、被保険者が安心して医療が受けられるよう円滑な制度運営に努めてまいり所存でございますので、どうぞ皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、団塊の世代すべての皆さまが高齢者の仲間入りをし、こうした皆さまが75歳以上となる2025年問題への対応が、国及び地方にとりまして喫緊の課題となっております。

こうした中、今国会では、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立しましたが、この法律に基づき、国保をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進等の措置を講ずることとされております。

とりわけ、後期高齢者医療保険制度につきましては、被保険者の自己負担割合や高額療養費制度などの見直しが含まれており、当広域連合といたしましては、被保険者に不安や混乱を与えることなく、また、公平で幅広い国民の納得と信頼が得られるよう制度設計が進められることが大切であると考えております。

今後こうした国レベルの議論の推移を注視しながら、全国後期高齢者医療広域連合協議会や全国市長会の場などを通じて、必要な意見を述べてまいりたいと考えております。

今定例会では、27年度広域連合補正予算案等の議案を提出しております。どうか慎重ご審議の上、ご決

定賜りますようお願い申し上げます、私のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（秦野 恭義君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。今定例会の会期は、本日1日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦野 恭義君） ご異議なしと認めます。よって会期は1日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 副議長の選挙について

○議長（秦野 恭義君） 次に、日程第3、これより副議長の選挙を行います。

お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推選の方法がありますが、指名推選の方法でご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦野 恭義君） ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選と決定をいたしました。

それではお諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦野 恭義君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは指名をいたします。副議長に大野元秀議員を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました大野元秀議員を、副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦野 恭義君） ご異議なしと認めます。よって、大野元秀議員が副議長に当選いたしました。

ただいま副議長に当選されました大野元秀議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、告知をいたします。

この際、新副議長に就任のごあいさつをお願いいたします。

○副議長（大野 元秀君） （登壇）ただいま副議長にご推挙いただきました大野元秀でございます。

私は、平成27年5月に玖珠町議会から、この広域連合議会に選出されたばかりではございますが、秦野議長のもと、議員の皆様方のご支援並びに佐藤広域連合長をはじめ、関係者の皆様方のご協力を賜りながら、広域連合議会の円滑な運営に最善の努力を尽くす所存でございます。

皆様方におかれましては、何卒、ご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして副議長就任のごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

---

#### 日程第4 議会運営委員会委員の選任について

○議長（秦野 恭義君） 次に、日程第4、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、議長において、お手元に配付の選任名簿のとおり6名を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦野 恭義君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり、議会運営委員会委員

に選任することを決定いたしました。

議会運営委員会委員選任名簿

(定数6人)

役職	氏名	市町村名
委員	板井 秀則	姫島村
同上	中本 毅	宇佐市
同上	河野 正治	杵築市
同上	河野 正春	豊後高田市
同上	吉良 康道	津久見市
同上	指原 健一	大分市

日程第5 選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長(秦野 恭義君) 次に日程第5、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

この選挙は別々に行うことになっておりますので、まず、選挙管理委員の選挙から行います。

お諮りをいたします。本選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることとし、議長において指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秦野 恭義君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることとし、議長において指名することに決定をいたしました。

お手元に配付のとおり、選挙管理委員に、岡村邦彦氏、高野雅之氏、柳瀬里子氏、三重野伴久氏、以上4名を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま議長において指名いたしました4名の方々を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秦野 恭義君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名の4名の方々が選挙管理委員に当選されました。次に、補充員の選挙を行います。

補充員の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によることとし、議長において指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秦野 恭義君) ご異議なしと認めます。

よって、補充員の選挙の方法は指名推選によることとし、議長において指名することに決定をいたしました。

お手元に配付のとおり、補充員に、丸山礼子氏、太田博子氏、田原精一氏、上野和夫氏、以上4名を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま議長において指名いたしました4名の方々を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秦野 恭義君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名の4名の方々が補充員に当選されました。

次に、補充員の補充の順序につきましては、ただいま議長において指名しました順序にいたしたいと思ひます。

います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦野 恭義君） ご異議なしと認めます。よって、補充の順序は、議長において指名した順序とすることに決定をいたしました。

---

日程第6 議第8号から議第9号まで一括上程、質疑、討論、採決

○議長（秦野 恭義君） 次にまいります。議第8号、議第9号の2議案を一括上程をいたします。この際、提案理由の説明を求めます。

佐藤広域連合長。

○広域連合長（佐藤 樹一郎君） （登壇）まず、第8号議案についてでございますが、人事案件でございます。大分県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につきまして、本案のとおり議会のご同意を求めらるるものでございます。

副広域連合長の選任につきましては、広域連合規約第13条においてその任期は、関係市町村の長としての任期によると規定されていることから、浜田博氏の別府市長としての任期が、4月29日をもって満了となったことに伴い、空席になっている副広域連合長に、長野恭紘別府市長を選任いたしたく、今回提案させていただきますところでございます。

次に、議第9号につきましても、人事案件でございます。

大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につきまして、本案のとおりご同意を求めらるるものでございます。

監査委員の選任につきましては、広域連合規約第16条第3項において、その任期は、広域連合議員のうちから選任される者にあつては、広域連合議員の任期によると規定されていることから、3月13日をもって広域連合議員を辞職した徳丸修氏の後任として、荻本正直氏を選任いたしたく、今回提案させていただきますところでございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（秦野 恭義君） ただいま一括上程をいたしました議案2件は、会議規則第37条第2項の規定により、ただちに逐号審議いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦野 恭義君） ご異議なしと認めます。よって、ただちに逐号審議することに決定いたしました。

最初に、議第8号、副広域連合長の選任に関し議会の同意を求めることについてを議題といたします。

本案について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦野 恭義君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、長野恭紘副広域連合長の出席を求めらるることにいたします。

〔長野恭紘副広域連合長入場・着席〕

○議長（秦野 恭義君） この際、ただいま副広域連合長の選任に同意を得られました長野副広域連合長から、あいさつを受けたいと思ひます。

長野副広域連合長。

○副広域連合長（長野 恭紘君） 皆さまおはようございます。別府市長の長野でございます。議長のお許しをいただきまして一言ご挨拶を申し上げたいと思ひます。



ただいま議員の皆様方から副広域連合長の選任のご同意をいただきまして誠にありがとうございました。

後期高齢者医療制度は本年で8年目を迎えます、非常に運営としては安定をしているというふうに認識をいたしておりますが、今後とも被保険者の皆様が安心して医療を受けられますように私も微力でありましますけれども、広域連合長を支え、また、議員の皆様方からもご指導とご協力いただきながらしっかりと努めてまいりたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（秦野 恭義君） 次に、議第9号、大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し、議会の同意を求めることについてを議題といたします。

本件は、地方自治法第117条の規定により除斥の必要がありますので、荻本正直議員の退場を求めます。

〔荻本議員退場〕

○議長（秦野 恭義君） 本案について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決いたします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦野 恭義君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

荻本正直議員の入場を求めます。

〔荻本議員入場、着席〕

---

#### 日程第7 議第10号から議案第14号まで一括上程、質疑、討論、採決

○議長（秦野 恭義君） 次にまいります。日程第7、議第10号から議第14号までの5議案を一括上程いたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

佐藤広域連合長。

○広域連合長（佐藤 樹一郎君） （登壇）続きまして、議第10号平成26年度特別会計補正予算第4号につきましては、国、県、市町村の支出金や支払基金交付金等の額の決定に伴い、平成27年3月31日付けをもって専決処分いたしましたので、報告し、承認を求めるものであります。

その結果、補正額は歳入歳出とも26億1,143万円増額となり、補正後の予算総額は、1,833億1,366万7千円としたものであります。

次に、議第11号平成27年度一般会計補正予算第1号につきましては、歳入歳出とも9,832万1千円を増額し、補正後の予算総額を8億9,128万5千円にしようとするものであります。

歳入では、4款繰越金を9,832万1千円増額し、歳出では、2款総務費を4,916万2千円、5款予備費を4,915万9千円それぞれ増額いたしております。

次に、議第12号平成27年度特別会計補正予算第1号につきましては、歳入歳出とも41億5,828万1千円を増額し、補正後の予算総額を1,836億3,487万9千円にしようとするものであります。

歳入では、1款市町村支出金を4,786万8千円、7款繰越金を41億1,041万3千円それぞれ増額いたしております。

また、歳出では、8款諸支出金を10億7,596万1千円、9款予備費を30億8,232万円それぞれ増額いたしております。

次に、議第13号平成26年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算につきましては、地方自治法第292条の規定により準用する同法第233条第3項の規定に基づき、認定をいたこうとするものであります。

一般会計につきましては、歳入総額6億9,880万1,650円、歳出総額6億47万9,643円で歳入歳出差引残額

は、9,832万2,007円となっております。

特別会計につきましては、歳入総額1,833億1,484万3,406円、歳出総額1,742億442万9,858円で歳入歳出差引残額は91億1,041万3,548円となっております。

次に、議第14号大分県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第31条の規定に基づき、特定個人情報の保護について必要な規定を定めるため、所要の改正を行うものであります。

何卒、慎重ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（秦野 恭義君） それではこれより議第10号から議第14号までの5議案について、一括して質疑を行います。質疑の通告がありましたので、お手元に配付の質疑順位表により、発言を許可いたします。

23番、福間健治議員。

○23番（福間 健治君） おはようございます。大分市議会選出の日本共産党の福間健治でございます。通告に基づき、平成26年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について質問をしたいと思います。

まず一般会計についてであります。1点目は約1億円の黒字決算の要因について、2点目が市町村負担金の算出割合の算出基礎について、3点目は県からの支援金がなぜ措置されていないのか、この点についてお聞きしたいと思います。

次に特別会計決算については、1点目は約91億円の黒字決算の要因について、2点目が剰余金の活用について、3点目が障害認定による被保険者証の交付状況と短期被保険者証の交付状況について、4点目は平成27年度の軽減後の1人当たりの保険料が前年と比較して減少した要因について、5点目は高額介護合算療養費、葬祭費、健康診査の受診率が前年度より伸びておりますがどんな努力をされてきたのでしょうか。以上です。

○議長（秦野 恭義君） 林総務課長。

○総務課長（林 広行君） 私の方からは、福間議員さんの平成26年度歳入歳出決算の認定についての質問のうち、1点目から5点目の質問についてお答えいたします。

まず、1点目の約1億円の黒字決算の要因についてですが、平成26年度の広域連合一般会計の決算につきましては、歳入決算額は6億9,880万1,650円、歳出決算額は6億47万9,643円、歳入歳出差引残額は9,832万2,007円となっております。黒字決算となった要因については、その主なものといたしまして、3款民生費の特別会計繰出金の不用額が8,414万4,286円となったものであります。

この繰出金につきましては、特別会計1款総務費の一般管理費と、5款保健事業費のうちその他健康保持増進費から国・県の交付金・補助金を差し引いた額となりますが、大分県国民健康保険団体連合会の剰余金の返還に伴い、電算処理手数料等が減額となったため、不用額が生じたものでございます。

次に、2点目の市町村負担金の算出割合の算出基礎についてですが、広域連合の運営に係る人件費や事務費については、共通経費として関係市町村の負担金をもって充てることとされております。

この負担金の算定方法につきましては、大分県後期高齢者医療広域連合規約第17条及び大分県後期高齢者医療広域連合負担金規程第3条に基づき、共通経費の均等割10%、高齢者人口割45%、人口割45%となっております。この負担金は、地方自治法第291条の9の規定に基づき、広域連合を組織する市町村が規約の定めに従い負担することとされており、県からの支援は措置されておられません。

次に、3点目の県からの支援につきましては、各市町村の事務費に係る負担金の財源については、各市町村に交付税措置されておりますことから、県に支援を要請することはかなわないものと考えております。

次に、4点目の平成26年度特別会計の黒字決算の要因についてですが、約91億円の剰余金の中には、療

養給付費等負担金、後期高齢者交付金等の精算に伴う、国、県及び社会保険診療報酬支払基金への翌年度返還金が約43億2千万円含まれており、その分を差し引いた約47億8千万円が実質の剰余金となります。そのうち前年度の剰余金約40億2千万円を差し引いた平成26年度の単年度剰余金は、約7億6千万円となります。

剰余金が増加した要因につきましては、財政調整交付金が対前年度比約4億円増加したことによるもの、保険料の収納率向上等により保険料負担金が約1億2千万円増加したことによるもの及び保険給付費の伸び率が対前年度比約1.3%にとどまったことなどでございます。

次に、5点目の剰余金の活用についてですが、後期高齢者医療の保険料につきましては、2か年度を財政期間として料率改定することとされており、平成25年度に平成26・27年度分の料率改定を行いましたが、その際に約28億円の剰余金見込額を抑制財源として活用することとし、据え置きとした現在の保険料率を決定いたしました。今年度を実施する平成28・29年度分の次期保険料率改定につきましても、剰余金を抑制財源として活用し、医療費の推計等を繰り返しながら被保険者の負担増を出来る限り抑えた改定を目指すこととしております。以上でございます。

○議長（秦野 恭義君） 牛島事業課長。

○事業課長（牛島 照美君） 私からは、平成26年度歳入歳出決算の認定についてのご質問のうち3点の質問についてお答えいたします。

まず、障害認定による被保険者証の交付状況及び短期被保険者証の交付状況についてですが、平成26年度末の被保険者数は17万7,889人で、このうち、65歳から74歳までの方で障害認定により被保険者証の交付を受けた方は1,996人です。また、平成26年度中に、障害認定の申請をされた方の人数は364人です。

短期被保険者証については、毎年度7月に被保険者証の年次更新に合わせ、広域連合内に設置している滞納対策審査会において、交付対象者を決定し発行しております。平成26年度当初に決定した交付対象者数は419人でしたが、その後の納付状況により、平成27年度の被保険者証に切り替える前の平成27年7月末には、182人にまで減少しております。

なお、短期被保険者証の対象者決定にあたっては、各市町村から対象者の報告をいただいておりますが、市町村においては、未納者の個別の状況を勘案し、納付相談の案内等を行った上で、適切な対象者の選定を行っていただいているものと認識しております。

次に、平成27年度の被保険者1人当たりの保険料額が前年度と比較して減少した要因についてですが、主な要因は、被保険者の所得額の減少です。確定賦課時点での基準所得額が平成26年度と比較して8億円程度減少しており、他の所得額が増加している一方、年金所得額は、特例水準解消による減額の影響で21億7千万円程度減少しております。所得額が減少し、被保険者数はわずかながら増加しているため、1人当たりの保険料額は減少しております。また、平成26年度から平成27年度にかけて均等割額の5割軽減、2割軽減の対象が拡大されたことにより軽減対象者が増加していることも、多少影響しているものと思われれます。

最後に、高額介護合算療養費及び葬祭費の支給額並びに健康診査の受診率を伸ばすためにどのような努力をしているか、についてお答えいたします。高額介護合算療養費、葬祭費ともに、より多くの被保険者の方々に申請していただくため、次のような取組みを継続して行っております。

まず、高額介護合算療養費についてですが、毎年度1月に対象と思われる方々に勧奨通知を送付しております。勧奨通知発送後に申請がなかった方々に対しては、給付の消滅時効を中断する目的で、2年後の7月に再勧奨通知を送り、改めて申請を促しています。また、勧奨通知の発送について、市町村の広報誌に掲載を依頼しております。

葬祭費につきましては、被保険者が亡くなられた場合、市町村へ届出に來られた遺族の方に、窓口で、葬祭費の申請方法について説明しております。

また、健康診査の受診率の向上を図るため、市町村広報誌への掲載を依頼するとともに、年度の途中で主要新聞5紙に受診促進広告を掲載しております。健診実施機関が年々増加し、受診機会が拡充していることも受診率の向上につながっているものと思われまゝ。今年度からは未受診者への受診勧奨も予定しております。

今後とも、各種給付の申請手続きを促し、健診受診率の向上を図るための取組みを引き続き行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（秦野 恭義君） 23番、福間議員。

○23番（福間 健治君） はい、ありがとうございました。それではいくつか再質問をさせていただきたいと思ひます。1つは剰余金の活用について、保険料は2年毎に決められますので、この剰余金につきましては保険料を抑制するために活用しているというご答弁がありました。それでこの剰余金の最大限活用できる基準といひますか、どの辺まで可能となっているのか、その辺について質問をしたいと思ひます。

それからあわせて、障害認定の方の数の説明がございました。65歳から74歳までの方ということですが、果たしてこの障害認定を受けた方が後期高齢者医療に入つて、どんなメリットがあるのか、それについて、お答えいただきたいと思ひます。

あわせて、広域連合の場合は国保と違つて資格証の発行等、全て短期被保険者証が主に3か月更新ということで私は聞いております。そこで短期被保険者証の方が、3か月保険証で切れ目なく更新をされているのかどうか、もしも更新しなければこれは全額自己負担ということになるのでしょうか、そのへんの状況について、お聞かせいただきたいと思ひます。

あわせて、高額介護合算療養費、葬祭費、健診の問題で、当広域連合では非常に努力をされていることを伺ひました。しかしながら、まだ個人の勧奨通知をしても、全員協議会の説明会でもらった資料によれば申請が無い人はたくさんいると、率にすれば10%弱なのですけれど、こういう方々にも滞りなく、申請をしていただいて、差額は返還するという努力は、私は必要だと思ひますけれども、こうした方々への努力で、先程の個人通知勧奨以外にされていることがあれば教えていただきたいと思ひます。

あわせて健診率も前年よりはアップしていますが、健診率向上についてはそれぞれの広域連合で当該年度の目標値を定めてやっていると思ひますので、当広域連合はどのような目標値を持って取り組まれたのか、あわせてお聞きをしたいと思ひます。

○議長（秦野 恭義君） 林総務課長。

○総務課長（林 広行君） 剰余金の最大限活用できる金額は、というご質問に対してお答えします。

今年度約47億8千万円の剰余金が発生しておりますが、その剰余金を2年間でこの47億8千万円を活用できるのが最大金額となっております。

○議長（秦野 恭義君） 牛島事業課長。

○事業課長（牛島 照美君） それでは、まず障害認定を受けている方について、障害認定を受けることによつてどのようなメリットがあるかという点についてですが、その方の所得の状況、世帯の状況により一概には言えないのですが、障害認定を受けられる65歳から74歳までの間は国民健康保険に加入されている方が多いと思われまゝ。その場合国民健康保険よりも後期高齢者医療に加入されたほうが保険料が下がるという方がいらっしゃるのではないかと考えております。

それから医療を受ける場合の負担割合が1割になる方がほとんどだと思ひますが、これに関しては障害者の方については重度心身障害者医療の助成制度があり、その制度を利用できる方はいずれの保険に加入

されている場合でも自己負担はあまり差がないのではないかなと思いますので、やはり保険料の違いが大きいのではないかと思います。

次に、短期被保険者証を発行された方が3か月の更新でその後切れ目なく更新されているかという点についてですが、短期被保険者証を発行された方については各市町村の担当課の方から極力納付相談に来てくださいというふうにお願いをしまして、その後の更新が滞りなく行われるように呼びかけをいただいているところでございます。

その中で短期被保険者証が更新されないまま病院に行かれた方がいたかということについては把握できていない状況ではありますが、先ほど申しましたように短期被保険者証の発行者数がどんどん減っている状況を見ますと、市町村において努力をさせていただいて切れ目がないような形で更新をされているのではないかと考えております。

高額介護合算療養費等の支給に関して勧奨通知以外にどのような努力をしているかという点でございますが、勧奨通知を送った後にさらに再勧奨しなければ時効を迎えてそのまま支給できなくなってしまうのですけれども、再勧奨をすることでさらに申請期間を延長して、申請をさせていただく機会を増やしているということで、今のところはそれが努力ということになるかと思っております。

最後に健診の受診率について目標を設定しているかというご質問でございますが、これは平成26年度、27年度ともに24%ということで設定しているのですけれども、まだその目標は達成できておりませんので、先ほど申しましたように今年度から新たに受診勧奨の通知を送りたいと思っております。それによって受診率が更に上がることを期待しております。以上でございます。

○議長（秦野 恭義君） 23番、福間健治議員。

○23番（福間 健治君） 短期被保険者証の問題については、事実関係が市町村の窓口なので定かじゃないということなので、これは是非、事実関係を調べてお知らせをいただきたいということが一つです。

それからあわせて、高額介護合算も葬祭費もまだ未申請の方が残っているのですけれども、最後にこれに対する請求権についてですね、いろんな制度によって違いますけれども、3年間は良いとか、2年間は請求できるとか。当広域連合ではどういう規定になっているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（秦野 恭義君） 牛島事業課長。

○事業課長（牛島 照美君） 先ほどの短期被保険者証の更新については、後日調べておくようにということですので、確認を行っていききたいと思います。

2点目の請求期間についてのご質問ですが、給付の請求権の時効は2年ですが、再勧奨通知を送ることにより時効が中断されますので更に請求期間が延長されます。ただし、高額介護合算療養費については介護保険からの給付と後期高齢者医療制度からの給付と2つの給付を合わせて取り扱う関係で介護保険からの給付の請求権のほうが早い時期に時効を迎えますので、それに合わせて再勧奨通知を送ることとなり、請求できる期間は3年と数か月というところでございます。以上でございます。

○議長（秦野 恭義君） 23番、福間健治議員。

○23番（福間 健治君） はい、以上で質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（秦野 恭義君） 以上で通告による質疑は終わりました。これをもって、質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論の通告がありますので発言を許可いたします。

23番、福間健治議員。

○23番（福間 健治君） （登壇）私は議第13号平成26年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について、議第14号大分県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について、当広域連合議会に所属しております日本共産党議員を代表して討論を行います。

私ども日本共産党は、市町村議会においても、大分県後期高齢者医療広域連合設置の条例制定に反対してまいりました。

当広域連合の運営は、市町村負担で賄われております。制度の良い悪いは別として、大分県の後期高齢者医療を運営するのに県の財政負担もなく、職員の派遣もない、広域連合という住民の声が届きにくい組織になっていることも問題だと思います。

この後期高齢者医療制度が、平成20年4月1日から実施をされ、高齢者への新たな保険料負担と2年ごとの引き上げ、既に3回の値上げが強行されました。現役世代にも支援金の名で負担が押し付けられてまいりました。今決算は被保険者保険料の引き上げはないものの限度額の引き上げは措置された決算となっております。75歳で線引きした世界に例のない差別医療の性格が温存されたままとなっていることが問題です。

更に本通常国会で可決成立した医療保険法の改正では、保険料の軽減特例の廃止など後期高齢者に新たな負担増を強いるなど制度改悪が目白押しとなっております。同制度はいったん廃止し元の老人保健制度に戻し国庫負担を増額し安心して利用できる医療制度の構築を進めるべきだと考えております。

次に、議第14号の個人情報保護条例の一部改正についてです。これはマイナンバー制度創設に伴う条例の一部を改正をしようというものであります。日本年金機構から100万件を超える個人情報流失が大問題となっております。これまでもベネッセなど、相次ぐ民間企業の情報漏えい事件が発覚しております。

事件の背景には、100%情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能であること、2つ目には意図的に情報を盗み取る人間がいること、3点目には1度漏れた情報は流通売買され取り返しがつかなくなります。4点目には情報は集積されるほど利用価値が高まり攻撃されやすくなるなどの危険性を持っております。

今後は、金融口座や医療情報への活用が検討されております。これは、国民への監視を強め個人の人権を侵害しかねません。マイナンバー制度の今年10月からの実施は延期し、中止をすべきと考えております。

以上の理由から議第13号、議第14号について反対をいたします。以上で討論を終わります。

○議長（秦野 恭義君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結し、採決をいたします。

これより、議第10号から議第12号までの3議案について、一括して採決をいたします。本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦野 恭義君） ご異議なしと認めます。よって、議第10号から議第12号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

次に、反対討論のありました議第13号について、起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦野 恭義君） 起立多数であります。よって、議第13号については、原案のとおり認定をいたしました。次に、同じく反対討論のありました議第14号について、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦野 恭義君） 起立多数であります。よって、議第14号については、原案のとおり可決をいたしました。

## 日程第8 一般質問

○議長（秦野 恭義君） 次にまいります。日程第8、これより一般質問に入ります。質問は、発言通告がありますので、お手元に配付の質問順位表により、発言を許可いたします。

23番、福間健治議員。

○23番（福間 健治君） 大分市議会選出の福間健治です。一般質問の通告に基づき質問をさせていただきます。

最初に、新広域連合長の政治姿勢について、後期高齢者医療制度の在り方について、新広域連合長の認識についてお尋ねをしたいと思います。

私は、後期高齢者医療制度は速やかに廃止をして、差別の仕組みを撤廃することだと、考えております。後期高齢者医療制度は国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に、強制的に囲い込んで負担増と差別医療を押し付ける悪法だと思います。2008年の制度導入後、既に3回にわたる保険料値上げが強行され、多くの高齢者が怒りと不安の声を上げております。

民主党がこの制度の速やかな廃止を公約し、政権につきましたが、その公約を裏切って政権から転落しました。復活した自公政権の元、負担増と差別というこの制度の害悪が高齢者国民に本格的に襲い掛かろうとしております。私ども日本共産党は、差別医療の温存を許さず、速やかに後期高齢者医療制度を撤廃して、元の老人保健制度に戻すことを提案しております。老人保健制度は、高齢者が国保や健保に加入したまま、現役世代よりも低い窓口負担で医療を受けられるようにする財政調整の仕組みです。

老人保健制度に戻せば保険料の際限のない値上げや劣悪な診療報酬による差別医療は無くなります。高齢者が75歳になった途端に家族の医療保険から切り離されることもなくなり、65歳から74歳の障害者も国保や健保に入ったまま低負担で医療を受けられます。こうして差別医療の廃止を図った上で減らされ続けてきた高齢者医療への国庫負担を抜本的に増額し、保険料窓口負担の減額を推進する、こういう制度への転換が必要と考えますが、佐藤広域連合長の見解を求めます。お願いします。

○議長（秦野 恭義君） 佐藤広域連合長。

○広域連合長（佐藤 樹一郎君） 福間議員の後期高齢者医療制度のあり方について答弁させていただきます。ご案内のとおり、高齢者医療制度につきましては、昭和48年に70歳以上の方の医療費を無料化とする老人保健制度としてスタートしまして、その後、老人医療費の急増に伴いまして、昭和58年に老人保健法が制定され、患者負担の導入が行われる中、市町村が運営主体となって公費と各医療保険者からの拠出金で運営されることとなりました。その後、ご指摘のとおり数次にわたる法改正により患者負担の割合が見直される中で、老人保健制度に代わる新たな制度として、前期高齢者及び後期高齢者医療制度が創設されました。

これまで制度そのものの廃止を含めた様々な議論が繰り広げられてきましたけれども国民皆保険制度を守るための健康保険制度の柱の一つとして必要な見直しを加えながら継続していくことで議論が収束し、今日を迎えております。

平成20年4月の制度開始から8年目を迎える中、団塊の世代の皆さまが後期高齢者医療の被保険者となる2025年には、75歳以上の人口が生産年齢人口の3分の1近くを占めることとなりまして、現役世代からの支援を受ける後期高齢者医療制度につきましては、計算上は、一人の被保険者を三人の現役世代で支えていただくこととなります。

このような時代の流れを見据えまして、自己負担割合や高額療養費、軽減特例措置などの在り方が当面の課題となっております。世代間の負担の公平性の確保という視点からも見直しの議論が展開していくものというふうに考えております。

こうした見直しは、被保険者に不安や混乱を与えることなく、安心して医療の提供が受けられる制度となるよう国レベルの議論を注視しながら、全国後期高齢者医療広域連合協議会などの場を通じて必要な意見を述べて参りたいと考えております。

○議長（秦野 恭義君） 23番、福間健治議員。

○23番（福間 健治君） 佐藤広域連合長から答弁をいただきましたけれども、連合長が冒頭でご挨拶した内容だと受け止めておきます。やはり、被保険者がこの安心して医療が受けられる舵取りをしっかり行っていたいただきたいという要望であります。さまざまな制度改正がやられようとしています、やはり被保険者、家族が不安や混乱に陥らないような対策をとっていただきたいし、先ほど広域連合長が申し上げたように後期高齢者の全国の協議会もある、そして全国の市長会もあると、こういうなかで必要な意見を述べていきたいということです、今日のこの議会を通じて、大分県の広域連合として被保険者の安心安全の医療制度を守っていくために何が必要なかと受け止めていただいて、そういう場で積極的な意見表明をしていただくように重ねて要望して次の質問に移りたいと思います。

次は、医療保険制度改革についての問題で質問をしたいと思います。皆さんもご承知のように、5月27日、参議院の本会議で採決をされ、可決成立をした医療保険制度、私から言わせれば改悪案であります、これは一つには高すぎる国民健康保険の更なる負担増を招き、医療費削減の新たな仕組みを導入するものであります。都道府県による国保財政の管理、標準保険料率の提示、保険料平準化の推進などは、市町村を保険料引き上げに駆り立て、無慈悲な取り立ての強化につながりかねません。こういう懸念を持っております。更に都道府県が策定する医療費適正化計画に、医療給付費の目標総額を明記し、地域医療構想による病床削減とリンクさせ、新たに導入する都道府県国保運営方針も適正化計画と整合させるよう義務付けております。都道府県を司令塔とした強力な医療費削減の仕組みづくりに他ならないと思います。

2点目には、協会けんぽの国庫補助削減と保険料値上げのレールを引き、中小企業の苦境に追い打ちをかけるものであります。国庫補助率の下限を13%と本則に明記するなどの制度改変は国の責任を後退させ保険料引き上げに転嫁をするものと考えております。

第3は受診抑制と重症化をもたらす、入院給食費などの患者負担増であります。高額療養費と合わせた一か月の入院に係る費用は約12万円、平均給与の3割を越えます。公平の名で高い方に合わせるだけのご都合主義の負担増は国民皆保険の基盤を危うくするものだと思っております。紹介状を持たずに大病院を受診した場合の5千円から1万円の定額負担は、一度は撤回を表明した受診時定額負担に他ならず、将来にわたって7割給付を維持するとして健康保険法にも違反をするものだと思います。

第4は、患者申出療養の導入が混合診療の全面解禁に道を開くものとなります。社会保障費の自然増削減路線のもとで国庫負担を抑制しながら、保険者、自治体を医療費削減へと駆り立て、患者負担の一方で、医療の産業化の名で保険会社や製薬会社の利益を最優先にするものです。国民皆保険に大穴を空け、土台から掘り崩す暴走と言わざるを得ません。このような医療法改悪は撤回を求めていくべきだと考えますが事務局長の見解を求めます。

○議長（秦野 恭義君） 安部事務局長。

○事務局長（安部 亨君） 福間議員の医療保険制度改革についての認識についてお答えいたします。

ご案内のとおり、内閣総理大臣を本部長とする社会保障制度改革推進本部において本年1月13日に医療保険制度改革骨子が決定されました。骨子では医療保険制度改革について、持続可能な制度を構築し、将来にわたり国民皆保険を堅持することができるよう必要な予算措置を講じ、所要の法改正を行うとされております。



それにより、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が5月27日に可決・成立し、29日に公布されたわけですが、この法律により国民健康保険法の改正をはじめ、健康保険法や高齢者の医療の確保に関する法律等の法改正を行う中で、国は医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養を創設するなどの措置を講じ、国民皆保険制度を将来にわたって堅持することとしております。

これらの法改正で、国民健康保険への財政支援の拡充を図るとともに、後期高齢者支援金に全面総報酬割を導入することにより所得の低い被保険者で構成される被用者保険者に負担とならない制度とし、また、被保険者の負担の公平化を図るため、低所得者に配慮しつつ、入院時の食事代を段階的に引き上げることで能力に応じた負担を求めることとしております。

さらには、都道府県が策定する医療費適正化計画に、医療費の水準や医療の効率的な提供の推進項目を設定し、高医療費地域の医療費を下げることで地域間格差を是正する方針も示されております。

また、保険者が行う保健事業に、予防・健康づくりに関する被保険者の自助努力への支援を追加されるなど、重症化して医療の提供を受けることを予防していこうという取り組みを行うことなどが示されたものでございます。

とりわけ、後期高齢者医療制度につきましては、国、県及び市町村の公費負担に加えて、現役世代が加入する各医療保険者からの支援金が主要財源となっておりますことから、国民皆保険のもと各医療保険制度が安定的に運営されていくことを前提として成り立っているものと認識しております。

こうした中、後期高齢者医療の療養給付費等は、被保険者数の増加率を超えた伸びを示しておりますが、その財源負担は、公費負担金や各保険者からの支援金及び保険料の負担比率が法定化されており、原則、費用の増加に比例した保険料率の改定を行わざるを得ないこととなります。

従いまして、当広域連合といたしましては、医療給付費等の伸びが被保険者数の増加率と同じ程度に留まるよう、各広域連合との情報交換を密にする中、被保険者の方々が安心して医療等の提供を受けられることを第一義に、中、長期的な視点から医療費の適正化につながる保険者機能強化事業などを積極的に展開していく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（秦野 恭義君） 23番、福間健治議員。

○23番（福間 健治君） 大きな輪郭でいうと、国のそういう方向でやろうという姿勢だというふうに受け止めました。1つ、これについては消費税が5%から8%に上がって、また8%から10%に上がろうとしています。謳い文句は、社会保障の財源だということで、本当に財源が、医療介護含めた社会保障分野に使われるならば、今回のような医療保険法の改悪によって、新たな負担を押し付けていくとはならないと考えております。

ここは後期高齢者の議会なので、後期高齢者医療の制度に対して歳入含めて、市町村から入る支援金の中に入っているか分かりませんが、この制度を運営する、また特別会計で医療給付を行う中に消費税の財源措置はいったいどれくらい含まれているのでしょうか。

口を開けば社会保障のためと言いながら医療保険改悪で次々と負担増を求めてくるという状況は、私は許されないと思っておりますので、後期高齢者医療だけに限ってどのような財源措置がされているのかお聞きしたいと思います。

○議長（秦野 恭義君） 安部事務局長。

○事務局長（安部 亨君） ただ今の議員の質問にお答えいたします。

消費税のうち、どの程度の割合が後期高齢者医療制度に関わっているのか、というご質問でしたけれども、実際にはっきりと消費税のうちどのくらいかかっているのか、というのは把握をしておりません。大変申し訳ありません。

○議長（秦野 恭義君） 23番、福間健治議員。

○23番（福間 健治君） 今、事務局長がおっしゃるように、社会保障の財源がどれだけ入っているのか分からないという、今の段階での状況ですから、あっても少なからうと私は推測しているところでありませう。今、財務省も、社会保障費の自然増を、小泉改革以来の大幅削減をやろうと、秋口には工程表も作るという状況になっております。社会保障のため消費税を上げるといって増税をするという一方で、この自然増削減を3千億も5千億もやろうとすることを進めているわけですから、これは許されないことだと私は思います。やはり、こうした制度については撤回を求めていくということを強く要求して、次の質問に移りたいと思います。

次は、制度改正による被保険者や保険者への影響について、まず1点目は先ほど事務局長からも医療費適正化計画の問題について少し見解がありましたので、先ほど指摘したように医療保険法の一部改正は、都道府県が策定する医療費適正化計画に医療給付費の目標総額を明記して、地域医療構想による病床削減とリンクをさせ、新たに導入する都道府県国保運営方針も適正化計画と整合させるよう義務付けております。都道府県を司令塔とした強力な医療費削減の仕組み作りに他ならないと思います。大分県の計画について、どのような策定作業が進められているのでしょうか。この点について見解を求めます。

○議長（秦野 恭義君） 安部事務局長。

○事務局長（安部 亨君） 医療費適正化計画についてお答えいたします。医療費適正化計画につきましては、平成20年度から24年度を第1期、25年度から29年度を第2期として策定されておまして、次期策定年度は平成30年度となっております。

この第2期計画には医療機関の機能分化についてのあり方などが盛り込まれておりますが、具体的なあり方については県が策定する医療計画に定められることとしております。

現計画の中では医療の効率的な提供の推進に関する目標として病床数の設定がされておりますが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の制定によりまして、計画策定にあたっては、2025年に向けた医療需要と病床の必要量を推計した地域医療構想を基に新たな医療計画を策定することとしております。

この地域医療構想において都道府県は、機能分化・連携を図る区域として構想区域を設定し、二次医療圏ごとに地域の状況を人口規模、患者の受療動向、疾病構造の変化、基幹病院へのアクセス時間等の要素を勘案して医療需要と病床の必要量を設定することとなっております。

また、この構想策定時には都道府県は構想区域ごとに、地域医療構想調整会議の中で意見を求めることとなっております。会議には医師会、歯科医師会、病院団体、医療保険者等がそのメンバーになり内容の検討がなされるとのことでございます。

また、昨年度には医療法及び後期高齢者の医療に関する法律の改正が行われ、都道府県が医療計画を定め又は変更するときは、広域連合を含め各医療保険者で組織されております保険者協議会の意見を聴かなければならないこととされております。

当広域連合としましても持続可能な医療保険制度の構築のためには医療費適正化は必要なことと認識しておりますが、被保険者の負担にならないよう、保険者協議会等の場を通じて、大分県に対し、計画の策定や変更の際に、必要に応じ意見を述べてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（秦野 恭義君） 23番、福間健治議員。

○23番（福間 健治君） 事務局長は、こういう計画も必要だけど、被保険者の負担にならないようにというご答弁だったかと思います。ご承知のとおり、医療の給付費の伸びを、経済成長以下に抑制せよと、こういうことから2006年の医療改革法で始まった経緯があります。都道府県が5年単位の計画を作ると、そして、平均在院日数の短縮、療養病床の再編、メタボリック症候群予備軍の減少、といった目標を持って、良くないところは都道府県別に診療報酬そのものも低く抑えられるというこういった流れの中で、今回の医療費適正化計画がさらに支出目標を持たせるという、私はこの都道府県に給付削減を競い合わせるようなやり方は良くないと思います。本来この地方自治体は、住民の命と福祉を守るところであります。こうした自治体を医療切り捨ての先兵とするということは許されないと思います。いわゆるこういう医療給付費削減の競争を導入するような仕組みは、私は速やかに撤廃していただきたい、このことを強く要望いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

次は保険料軽減特例の廃止について質問をいたします。後期高齢者医療の保険料軽減特例の廃止をされれば大分県の被保険者はどの程度の保険料負担増となるのでしょうか。まず、ご答弁を願います。

○議長（秦野 恭義君） 牛島事業課長。

○事業課長（牛島 照美君） お答えいたします。後期高齢者医療保険料の軽減特例についてですが、医療保険制度改革において、後期高齢者の保険料軽減特例については、特例として実施してから7年が経過する中で見直しが求められており、段階的に縮小する。その実施にあたっては、低所得者に配慮しつつ、平成29年度から原則的に本則に戻すとともに、急激な負担増となる者については、きめ細かな激変緩和措置を講ずることとする。激変緩和措置の具体的な内容については、今後検討し結論を得るという方針が示されております。ただいまお尋ねのあった大分県後期高齢者医療広域連合の被保険者の皆様にどの程度の影響があるかという点についてですが、軽減特例である均等割9割軽減、8.5割軽減、所得割5割軽減、被扶養者軽減を廃止した場合の影響について試算すると、影響を受ける被保険者数は約10万人で、影響額は約13億5千万円となります。軽減が一度に廃止されると、低所得者を中心に保険料が大幅な増額となる方もいますので、どのような激変緩和措置が提示されるのか、今後の動向を注視してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（秦野 恭義君） 23番、福間健治議員。

○23番（福間 健治君） 今の事業課長さんの答弁であったように、いわゆる特例が廃止された場合には17万数千人いらっしゃる被保険者のうちで、10万人以上が影響を受けると、そしてその金額も約13億円と新たに被保険者に被さってくるようになるわけでありまして、ご承知のようにこの軽減特例は制度発足の時に、ひどい制度だということで反発が出て設けられた制度であります。この制度の今の段階で言いますと、現行保険料の大きい人で5倍から10倍になると、まさに低所得者、低年金者、高齢者を狙い撃ちにするという大負担増だと思いますので、こういった廃止はやめていただきたいということを要望して次の質問に参ります。

入院給食についてであります。入院給食の患者負担1食200円増、月1万8千円ということも言われておりますが、これはいわゆる受診を抑制する危険があるかと思っております。この給食費の負担増によって、重症化など深刻なですね事態に拍車をかけることも懸念をしておりますが、このことについて見解を求めます。

○議長（秦野 恭義君） 牛島事業課長

○事業課長（牛島 照美君） お答えいたします。入院給食についてですが、現在入院時の食事代は全国一律で原則1食640円です。療養の一環として、そのうち380円が医療保険でまかなわれています。自己負担は原則1食260円で、大分県の後期高齢者に係る給付額は過去3か年の平均で年間約43億円に上ります。

今後、自己負担1食260円を平成28年度から360円、平成30年度から460円と100円ずつ段階的に引き上げることとされていますが、これは在宅療養の場合、医療保険からの食事代の給付はないため、公平性を確保するために調理費相当額を負担しないというものです。ただし、住民税が課税されない低所得者と、難病患者や小児慢性特定疾病患者については据え置かれます。

この制度による保険者への影響額を平成26年度の食事療養費の支給額を基に試算すると、1食360円となった場合は約4億円、1食460円となった場合は約8億円の負担減となります。この見直しは、公平性の確保を図りながら、低所得者等へ一定の配慮も予定されていることから、国民皆保険制度の維持へ寄与するものと考えておりますが、引き続き今後の動向を注視してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（秦野 恭義君） 23番、福間健治議員。

○23番（福間 健治君） 給食給付については、治療の一環として病院の栄養管理のもとで出されている給食は、家での食事と全く違います。在宅との公平のためとあって、値上げをすること自体、筋違いだという指摘をしておきます。あと質問を予定しておりました、紹介状なしの大病院受診について、協会けんぽ、国保組合への国庫補助率の見直しについては、時間がありませんので、また次の機会に取り上げて質問をしたいと思います。以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（秦野 恭義君） 以上で、一般質問を終了いたします。

---

#### 日程第9 会議録署名議員の指名について

○議長（秦野 恭義君） 次に、日程第9、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第79条の規定により、議長において、6番、佐藤人己議員、20番、小野正明議員のご兩名を指名いたします。

お諮りをいたします。本定例会において、議決されました各案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第41条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦野 恭義君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定されました。

---

#### 閉 会

○議長（秦野 恭義君） 以上で、今期定例会に付議された案件は、全て議了いたしました。

お諮りをいたします。今期定例会は、これをもって閉会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦野 恭義君） ご異議なしと認めます。よって、平成27年第2回定例会は、これをもって閉会をいたします。

午前11時21分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成27年8月3日

大分県後期高齢者医療広域連合議会

議 長

秦野 恭義

署名議員

佐藤 人巳

署名議員

小野 正明